



Title	近世賤民身分の年貢収納方法 : 本村支配下の武州下和名の事例
Author(s)	卜部, 学
Citation	一橋研究, 11(1): 172-148
Issue Date	1986-04-30
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/6136
Right	

近世賤民身分の年貢収納方法

——本村支配下の武州下和名の事例——

卜部学

はじめに

本稿は、武州横見郡下和名の穢多小頭甚右衛門家に残る史料（『鈴木家文書』⁽¹⁾）を用いて、近世関東の穢多の年貢収納方法の実態を明らかにしようとするものである。

穢多身分が年貢を負担している事實は、戦後渡辺広氏をはじめ、多くの研究者によって指摘されている。とくに、森杉夫氏の研究は貢租率の変動まで明らかにした詳しいものであるが、分析対象の南王子村は独立村であり、枝村として百姓村の支配下におかれた場合の年貢徴収の実態は必ずしも明らかではない。本稿では、そうした場合の、年貢の割付けから上納皆済までの過程を分析対象とするものである。

下和名は、穢多頭彈左衛門の支配下にある賤民集落で、横見郡内二十五か村、新田四か村を「旦那場」としていた。⁽²⁾ 他方、下和名は同時に、百姓身分から構成される和名村を

本村とする枝村として、本村村役人を通して領主支配をうけた。下和名とは、本村和名村にたいする枝村としての名称である。

和名村全体の村高は、三〇六・七二七石で、⁽³⁾ 延宝六年（一六七八）の検地帳（写）⁽⁴⁾ では、和名村全体の地積は表1のよ

表1 和名村の地積（延宝6年）

	町	反	畝	歩
田	16.	0.	2.	15
畑	23.	0.	1.	07
屋敷		7.	4.	11
竹藪		4.	6.	09
計	40.	2.	4.	12

出典）No.178, 179。

表2 下和名の名請人と名請地 (延宝6年)

	田		畑		計		
	下田		中畑	下畑			
彦右衛門	畝歩	24	畝歩	6.20	11	7.25	
瀬兵衛		18		6.08		6.26	
甚右衛門		1.24			5.00*	6.24	
与五右衛門		4.20				4.20	
久作		2.12				2.12	
佐治右衛門				1.24		1.24	
惣兵衛		1.17				1.17	
計		1.1.27		1.4.22		5.11	3.2.00

* No. 178 では、下畑5畝歩の名請人は「甚兵衛」となっているが、同じ延宝検地帳を写したと思われる名寄帳 (No. 189) の記載から甚右衛門と同一人物と判断した。出典) No. 178, 179。

うになっている。そのうち、下和名分の名請人と名請地は表2のとおりである。延宝検地帳には下和名分の屋敷地の記載はない。これは、穢多が屋敷地を所持していなかったためではなく、除地とされていたためである。⁽⁵⁾ 下和名の穢多は、表2の名請地の他に、和名本村ならびに周辺村の百姓所持地を質地として取得していた。万延元

年(一八六〇)に本村村役人らによって、それらの質地一手請戻し事件が引き起こされるが、そのとき作成された質地証文の控によれば、本村百姓からの質取地は五町五反一八歩(田一町七反八畝、畑三町七反二畝一八歩)にのぼっている。⁽⁶⁾ これら質取地は、質取主(「金主」)である下和名の住民が耕作していた。⁽⁷⁾ したがって、彼らが実際に耕作していた土地の大部分は百姓からの質取地だったのである。和名村は、宝暦一三年(一七六三)まで幕領、それ以降は旗本大島氏の知行所である。⁽⁸⁾ また、下和名の戸数は、一八世紀中葉で二十一二十三戸で、以後多少増加する。⁽⁹⁾

一、下和名の三組合体制

下和名は「元(上)組」「中組」「東組」の三つの組合に分かれている。明和五年(一七六八)には、元組九軒、中組四軒、東組九軒であった。⁽¹⁰⁾

各組合には、それぞれ「組頭」がいる。元組「組頭」は甚右衛門を代々名乗った。中組、東組の「組頭」も、絶家になる(後述)までは与五右衛門、瀬兵衛を名乗った。

一八世紀半ばまでは、この三人の「組頭」が共同して下和名を支配した。組下や手下非人が法度順守を誓約して差

出す年証文も、「組頭」三人あてになつてゐるし、弾左衛門役所への年礼出府も三人が交替でつとめてゐる。⁽¹²⁾史料上では、三人ともに「組頭」の肩書が使われている。

ところが、延享四年（一七四七）に中組「組頭」与五右衛門家が潰れ、天明六年（一七八六）には東組「組頭」瀬兵衛家が潰れ、下和名を支配するのは甚右衛門ただ一人となる。年証文の宛所も甚右衛門だけになり、同時に肩書も「小頭」もしくは「役元」に変化していく。⁽¹³⁾

しかし、一八世紀後半以降でも、本村に差出された史料には、三人に「組頭」もしくは「小頭」の肩書が記されてゐる。⁽¹⁴⁾この点について、最初に検討しておきたい。

まず中組の場合。⁽¹⁵⁾延享四年（一七四七）に与五右衛門が病死し、新「組頭」を決めようとする。しかし「可然者」がないという理由で、甚右衛門が当分「預り置」くことになる。⁽¹⁶⁾ところがその後、「地方」から新「組頭」を「其組見立候様ニ」との「仰」せがあり、寛延三年（一七五〇）、「惣組寄合」のうえで彦四郎を新「組頭」に選んでゐる。なお、ここでいう「地方」とは、本村とりわけ本村村役人をさすものである。⁽¹⁷⁾

ところで新「組頭」の彦四郎は、「中組支配ニ地方様へ

相勤」めるのであって、その「外之加役」はない、ということが「皆々惣談」の結論として定められている。「地方様斗」は「三組」で「御用次第急度相勤」めるが、「其外之儀」は甚右衛門・瀬兵衛の「兩人ニ而相勤」めるというのである。つまり、彦四郎は中組に限つてのみ、「地方様斗」に、すなわち本村だけにたいして「組頭」をつとめるのである。以下、このような「組頭」を「組頭」と表わして区別する。⁽¹⁸⁾

次に東組の場合。⁽¹⁹⁾東組も、天明六年（一七八六）に瀬兵衛が病死し、「組頭」家が潰れてしまふ。今度は甚右衛門のほうから新「組頭」を決めようという動きはとくになつた。しかし東組内部で又右衛門を新「組頭」にしようとする動きがあり、「惣組」へ相談せず、又右衛門に「地方向キ表役一ト通り斗を為仕度」と本村村役人に願出て許可されるのである。

この動きは「御地方江御願申候而組を分ケ申候」などと申し立てて「村一同之儀諸事違背ケ間敷」くすると非難されるものであり、結局又右衛門は「組合地方向キ一通り」だけをつとめ、「身分職分之儀」には関与しないと約束することで、寛政二年（一七九〇）に結着している。ここでも、

新「組頭」は、その組合だけの「地方向キ」限りの「組頭」つまり「組頭」とされたのである。

以上見てきたように、甚右衛門は、中組、東組の「組頭」の死絶をきっかけとして、「身分職分之儀」すなわち賤民身分に関わる支配権限を独占していく。⁽²⁰⁾しかし同時に各組合には「組頭」が残され、本村にたいしては三組合体制が維持されるのである。

史料上の表現としては、下和名内では、賤民身分に関する権限を独占した甚右衛門は、弾左衛門支配下で一般的な「小頭」称で呼ばれるようになり、それには「組頭」は「小組地役」と呼ばれるようになる。しかし、本村からは、「小頭」甚右衛門も「小組地役」二人もともに、依然として「組頭」と呼ばれるのである（もちろん混同して「小頭」とする例もある）。

さて、下和名内部では「小頭」―「小組地役」体制が確立する一方で、本村にたいしては三組合体制が維持されたこと、および、本村からは「小頭」、「小組地役」ともに「組頭」と見なされていたこと、これらのことは下和名の三組合が本村との関連においてより意味を持つものであったことを示している。⁽²²⁾

とくに中組の場合、与五右衛門死後、「地方」すなわち本村村役人から新「組頭」を選ぶよう働きかけがあったのであり、このことは組合ごとの「組頭」が本村にとって是不可欠の存在であったことを示している。東組の場合でも、本村村役人が新「組頭」を許可しており、それはやはり、組合および「組頭」が本村との関連において機能していたことを示している。逆にいうと、賤民身分の支配権限を独占しつつあった甚右衛門が、しかしなお彦四郎や又右衛門が「組頭」になるのを阻止しえなかったのも、組合が、賤民集団の支配の論理とは別の独自の論理で組織されていたからなのである。

それでは、本村との関連において組合の持っていた意味とは何であろうか。

甚右衛門が「小頭」として下和名の支配体制をすでに固めていた文政一〇年（一八二七）に、甚右衛門は下和名の三組合体制を次のように説明している。

一 当村之儀ハ往古々引続忝村忝組合にて御支配御役所様
江毎年二月定例御証文奉差上り候（中略）、然ル処、
当村方之儀ハ古来々地方持来り候古田畑方聊有之候所
三組と分ケ持、其組江地役之者相立候而銘々御年貢取

立之世話致御上納致来り候、依之村内ニ而ハ三組と唱
来り申候、尤御公用向ハ不及申、村方并諸役等何儀ニ不

限、是迄杵村巻躰ニ相互睦敷相勤メ来り候(後略)⁽²⁴⁾

この史料で最初に「御支配御役所様」と呼んでいるのは
弾左衛門役所のことである。この説明によれば、下和名は
昔から一村一組合で弾左衛門役所の支配を受けて来た、し
かし他方、古来より「古田畑方」を多少所持しており、そ
れは三組合で分け持ち、各組合に「地役」をおいて「御年
貢取立之世話」をしてきた、というのである。ここでは、
三組合はもっぱら年貢上納のために設けられたものと理解
されている。『組頭』のつとめるべき「地方表役」とは、
年貢上納の「世話」だということになる。

もちろん、現実には組合の果たした機能は年貢上納に限ら
なかったし、本村側と下和名側で組合の位置付けもくいち
がっている。⁽²⁵⁾しかし、下和名側からみれば、組合の第一義
の機能は年貢上納の「世話」であったといえる。

そこで、次章以下で、下和名における実際の年貢収納過
程を分析して、そこにおける組合の果たした機能を明らかに
することにしたい。

二、下和名における年貢収納(1)

——安永四年まで——

表3は、『鈴木家文書』所収の年貢関連史料のうち、安
永四年(一七七五)以前のものの一覽表である。本章では、
これらの史料から、安永四年までの下和名における年貢収
納過程の実態を明らかにするものである。

なお、安永四年で区分するのは、次の理由からである。
安永四年までは、本村村役人から下和名の組頭三人にあて
た「割付」「皆済」がみられるのにたいし、それ以降——正
確には寛政二年(一七九〇)以降の史料中には組頭三人に
あてたものがまったくみられないのである。このような変
化が、安永四年から寛政二年までのいつ、どのような理由
で生じたのかは明らかにしえないが、本稿ではこの区分で
以下の分析をすすみたいと思う。

(1) 表3のうち⑦⑧の「皆済」十二通は、形式的に
も内容的にも同一のものである。

まず形式的な同一性について。

⑦⑧の差出人は、すべて本村の名主である。

それによつて宛所はどうか。⑧、⑩、⑪、⑬の源左衛門
は瀬兵衛のことであり、⑬、⑭、⑯の宇平次はその伴であ

表3 下和名年貢関係史料一覧(安永4年まで)

	年号(西暦)	月日	種類	差出人	宛所	内容	史料No.
①	元禄 7 (1694)	12. 20	請取立勘定帳	名主 半左衛門	右組合中	米0.1115石(口米共)、永36.04文(口米共) 米0.332石、畑年貢米839文の割付、および「百姓持」 11筆の年貢	272
②	享保 16 (1731)	12. 20	請取立勘定帳	名主 半左衛門	右組合中	米0.269石(年貢・懸り共)、畑方永182文(年貢)銭 523文(高掛り物)	273
③	元文 5 (1740)	12. 1	割	当番 半兵衛、 組頭 又勘 名主 次郎右衛門	甚右衛門、与五右衛門 源左衛門	畑方年貢米1286文(口米共) (寛保2年分) 米0.357石、永196文	275
④	寛保 3 (1743)	6. 1	請	名主 原定七	惣代下分甚右衛門源左衛門 組頭共	米0.387石(高懸り共)、畑方永196.1文(口米共)	276
⑤	寛享 3 (1746)	12. 1	割	名主 原半兵衛	源左衛門組、甚右衛門組 与五右衛門組惣百姓	高懸り共合計銭3,611文	277
⑥	寛延 2 (1749)	12. 1	割	名主 原半兵衛	甚右衛門、瀬兵衛、彦四郎	米0.407石、畑方年貢永196.1文、高掛三役他口米共 永36.8文	278
⑦	宝暦 1 (1751)	12. 1	皆	半兵衛	甚右衛門、源左衛門、彦四郎 組頭、百姓	本注米0.41石、畑方永196.1文、小物成永46.3文	279
⑧	" 4 (1754)	12. 1	"	忠右衛門	甚右衛門、源左衛門、彦四郎	田方のみ、石代金納永654.6文	280
⑨	" 5 (1755)	12. 1	"	半兵衛	甚右衛門、源左衛門、彦四郎	米0.4299石、畑方永196.1文(口米共)他に永55文	281
⑩	" 7 (1757)	12. 1	"	忠右衛門	甚右衛門、源左衛門、彦四郎	畑方のみ、永196.1文(口米共)小物成永54.3文	282
⑪	" 10 (1760)	12. 1	"	名主 忠右衛門	甚右衛門、源左衛門、彦四郎	田方年貢米0.4556石、畑方本途見取共永197.5文、口 米代永34.4文、三役永16.7文	283
⑫	" 11 (1761)	12. 1	"	半兵衛	甚右衛門、源左衛門、彦四郎	米0.481石、永216.5文(口米共)、小物成永12文(園役 金共)	284
⑬	" 13 (1763)	12. 1	"	忠右衛門	甚右衛門、瀬兵衛、彦四郎	本途掛共米0.5044石、本途口永共永216.5文、見取畑 鏡10文	285
⑭	明和 1 (1764)閏2. 1	12. 1	"	半兵衛	甚右衛門、彦四郎、宇平次	畑方のみ、永216.5文、園役永3文(小物成共)	286
⑮	" 3 (1766)	12. 1	"	忠右衛門	甚右衛門、彦四郎、宇平次	米0.4924石、永216.5文(明和4年分)	287
⑯	" 5 (1768)	12. 1	"	名主 半兵衛	甚右衛門、瀬兵衛、彦四郎	米0.4924石、永216.5文(本永小物成)	288
⑰	" 6 (1769)	12. 1	"	名主 忠右衛門	甚右衛門、宇平次、彦四郎	田方米0.431石、畑方永213.1文(本注小物成)	289
⑱	安永 4 (1775)	12. 1	"	名主 "	彦四郎、宇平次、喜平次		289

(27) ⑮の喜平次は、明和六年(一七六九)に死亡した甚右衛門の倅である。したがって、⑨を除いて、すべて宛所は衛門の倅である。そして⑩の宛所の「組頭」が下和名の三組頭三人である。

(28) 人の組頭を指していることは明白であらう。次に内容的な同一性について。田方年貢は○・四石あまり(7)から○・五石強(14)まで必ずしも一定でない。

それになりたいし畑方年貢(本途・口永分)は、宝曆二年(一七六一)までは永一九六・一文で、同一三年以降は永二一六・五文で、それぞれほぼ一定している。宝曆三年で額が変化しているのは、同年に和名村が幕領から旗本領にうつったためである。

以上のことから、これらの「皆済」が毎年毎年、本村名主から組頭三人あてに出されたものである、と結論付けることができる。

ところで、これらの「皆済」は、どの部分の年貢を皆済したことを示しているのか。⑥には、それが下田一反一畝二七歩、中畑一反四畝二二歩、下畑五畝一歩、見取畑二畝五歩であることが書かれている。これは表2に示した下和名分の全縄請地である(ただし、延宝検地帳に見取畑の記載はない)。こうした記載は⑥だけであるが、先に指摘したように、他の「皆済」も内容的に同一であるから、これらすべての「皆済」は下和名分の全縄請地の年貢の「皆済」である。

さて、①、④、⑤の「請取」「皆済」も、形式的な共通性からみて、⑦、⑧の「皆済」と同一の性格のものとして判断できる。すなわち、差出人はいずれも本村名主であり、宛所も下和名の

三人の組頭もしくは三組合になっているからである。①の「右組合中」は、甚右衛門、三郎左衛門、利兵衛の三人の組合を指すものである(後述)。これらは、毎年、本村名主から下和名の組頭三人あてに「皆済」を出すというやり方が、少なくとも一七世紀末以来おこなわれていたことを示すものである。

以上のような「皆済」にたいし、本村から下和名への年貢の割付けはどうなっていたのか。③、⑥がそれを示している。

③、⑥ともに、差出人は本村の名主(と村役人)であり、宛所は下和名の組頭三人(③)もしくは三組合(⑥)である。これは、形式的に、先の「皆済」にちょうど対応している。

内容的にも、これらの「割付」は先の「皆済」に対応している。⑥は、下田一反一畝二七歩、中畑一反四畝二二歩、下畑五畝一歩、見取畑二畝五歩にたいする年貢の割付であることが書かれている。これが下和名分の全縄請地であることは再度指摘するまでもない。③は、記載された数字から逆算すると、ほぼ縄請地全体であることが確かめられる⁽²⁹⁾。

したがって、以上のような「割付」は二通しか残ってい

ないが、「皆済」と同様に毎年本村から下和名へ出されたのであろう。下和名では、それにもとづいて年貢を名主方へ上納し、完納すると先に述べたような「皆済」が名主から組頭三人あてに出された、と考えられる。

(2) 以上の史料分析のうえにたつて、次に内容的な検討をおこなう。

はじめに、「割付」と「皆済」の例を示しておく。

●割付(6)

巳可納割付之事

- 一 中畑耆反四畝廿式歩 取永百三十七文七分
- 一 下畑五畝拾耆歩 取永三十五文
- 一 見取式畝五歩 取永四文壹分
- 永ノ百九拾六文壹分 口永九文
- 此鑑八百六十文 取米三斗八升七合高懸り共
- 下田耆反耆畝廿七歩 取米三斗八升七合高懸り共
- 永五百三十七文五分 此鑑式貫三百六十式文 両ニ七斗式升かへ
- 一同百十四文 御口米代縄代田増永
- 一同八十八文 餘之 河岸 江戸迄舟賃
- ノ三貫百三十式文

外

高懸り
一鑑八十九文

一同八十式文

合鑑三ノ六百十一文

右者当巳田畑御年貢米永辻書面之通候間、廿五日迄急度上納可仕者也

寛延二年 原半兵衛團

巳十二月

下和名

源左衛門組

甚右衛門組

与五右衛門組

惣百姓⁽³⁰⁾

惣ノ三貫五百拾九文
●皆済(7)

皆済目録之事

一米四斗七合

代永四百六拾五文壹分

一永百九拾六文壹分

一永三拾六文八分

- 未御年貢諸色
- 但御張紙直段三拾五石二付
- 三拾七兩替三兩増四拾兩
- 未畑方御年貢永
- 未荏大豆代畑六百石壹歩
- 田方増永餅御口米代

右者末田畑米永小物成等迄、書面之通り上納令皆済之
無相違者也

宝曆元年未十二月 半兵衛[㊦]

下和名

甚右衛門

瀬兵衛

彦四郎

ここで特徴的なことは、「割付」も「皆済」も、下和名の
繩請地全体について一括して出されていることである。下
和名の名請人一人ひとりについて年貢を割付けることはお
こなわれていないのである。

したがって、下和名の各名請人への割付け作業は下和名
内部でおこなわれていたことになる。㊦の「取立勘定帳」
は、田方年貢、畑方年貢をそれぞれ一畝当りに換算し（畑
方は中畑、下畑、見取畑ごと換算）、名請人一人ひとりの
所持地の年貢額を算出している。つまり、この史料が下
和名内部での割付け過程を示すものである。

それでは、各名請人に割付けられた年貢はどのように集
められて、本村名主方へ納められたのか。元禄七年（一六
九四）の㊧がその手掛りを与えてくれる。

覚

永拾五文六分式りん

久作

永七文九分三りん 口永共

甚右衛門納

永三文六分 口永共

三郎左衛門納

永八文八分九りん 口永共

利兵衛納

米五升 勤口米共

甚右衛門納

米三升三合 勤口米共

三郎左衛門納

米三升式合 勤口米共

利兵衛納

右者戌田畑米永儘ニ請取相納申候、為後日請取如此候、
以上

元禄七年

戌極月廿日

名主 半左衛門[㊦]

右組合中

はじめの永一五・六二文「久作」については当面保留
しておく⁽³⁾。この史料では、甚右衛門、三郎左衛門、利兵
衛がそれぞれ一定の年貢を納めたことになっているが、そ
れは三人の、それぞれの所持地の年貢を上納したのではな
い。史料の宛所は「右組合中」であり、したがって甚右衛
門の納めた米〇・〇五石、永七・九三文は、甚右衛門「組
合」の年貢である。それが「甚右衛門納」と表記されると

いうことは、甚右衛門組合分の年貢を甚右衛門が納めたということを示していると思われる。

もしそうだとすると、年貢は組合ごとに集められたうえで、組頭から名主方へ上納されていたことが確かめられるわけである。

(3) 最後に、本村名主が下和名にたいし一括して「割付」と「皆済」を出していたことの意味について検討しておきたい。

第一に、下和名が、その内部において独自に年貢を割付け、徴収する年貢請負の一つの集団として認められていることである。もちろんそれは本村と下和名との間においてのことであって、領主との関係では下和名は和名本村に吸収されてしまっていることは言うまでもない。和名本村から下和名が年貢請負の一つの独自の集団とみなされたことは、形式的には一つの和名村に包摂されていても、実際の共同体としては両者が別個の集団をなしたことを反映したものである。

ここで下和名が年貢請負の集団だといっているのは、年貢の割付け・取立てが下和名内部で独自におこなわれたというだけでなく、年貢未進が下和名内部（各組合の内部で

かどうかは不明）で弁済されていたことも意味している。事実、②では、吉右衛門の名請地下田四畝一四歩について

「此錢六百四拾五文、内三百文かし」とあり、甚右衛門が吉右衛門に年貢の不足分を貸したことが確かめられる。

第二には、本来は領主から村にたいし発行されるものである「割付」「皆済」が、本村から下和名にたいし出されていることの意味である。

本村から下和名に出される「割付」「皆済」の実例はすでに掲げたとおりであるが、文書の形式という点では、領主が村に出す年貢割符、皆済目録³²にきわめて類似した形になっていることが特徴的である。このことは、本村の百姓と下和名の穢多との間で、領主―百姓間に擬せられた身分秩序が作り出されていることを示している。そして、このような身分秩序は、本来は相互に独立した百姓和名村と穢多和名村が領主支配のもとで一つの和名村に編成されている本村支配体制をもとにして成立したものである。³³

三、下和名における年貢収納（2） ——寛政二年以降——

次いで、寛政二年（一七九〇）以降の下和名における年

表4 下和名年貢関係史料(寛政2年以降)

年号(西曆)	題名	内容	出典
文政 2 (1819)	地方年貢納所覚帳	A B C	313
" 5 (1822)	年貢并入作取立帳	A B C D	317
" 6 (1823)	"	A B C D	318
" 9 (1826)	"	A B C	323
天保 4 (1833)	年貢取立皆済帳	A B C	345
" 6 (1835)	年貢納所覚帳	A B C D	347
" 7 (1836)	"	A B C D	348
" 10 (1839)	"	A B C D	350
" 12 (1841)	"	? ? C D	351
嘉永 2 (1849)	"	A B C	352
" 4 (1851)	年貢上納割付帳	A B C	353

注)「内容」のA B C Dは本文参照のこと。

貢取納過程について分析をおこなう。すでに述べたように、この時期には三人の組頭あての史料はみられない。
この時期の年貢取納過程を示す史料としては、ほぼ同じ構成を持った「年貢并入作取立帳」および「年貢納所覚帳」が計十一冊残っている(表4参照)。これらはいずれも甚右衛門がまさに「年貢并入作取立」あるいは「年貢納所」の記録として作成した史料である。

ここでは、それらのうちより文政五年(一八二二)の「年貢并入作取立帳」⁽³⁴⁾を用いて分析をすすめる。本史料を用いるのは、別史料(「田畑持来帳」⁽³⁵⁾)から文政五年時点での甚右衛門家の、質取地を含めた全所持地が判明するためである。
(1) まず、冒頭の部分を整理しつつ掲げる。

<p>○此二筆分 内合一貫六七四文 此内、見取一五歩 三〇文</p>	<p>△金二分十二貫一一五文 皆済…………… ①+②+③=④</p>	<p>同(十二月二日) 一〇八五六文 諸懸り分也…………… ③</p>	<p>十一月二日 金二分十四三七文 是ハ古田四畝八歩、同セハ分九畝六歩共ニ 米代分…………… ②</p>	<p>九月二日 一〇八一八文 持来割合分…………… ① 畑方分立替ル……………</p>	<p>文政五年 午ノ田畑 御年貢分立替皆済 名主様</p>
--	--	---	--	---	-----------------------------------

A	
見取一五歩 三〇文	甚右衛門分……………e
見取二〇歩 四〇文	八十吉分……………f
五〇〇文 下田畑成五畝歩	忠 蔵分……………g
六二四文 下畑五畝歩	甚右衛門分……………h
割合分……………i	
五筆ノ一貫二二八文引……………e + f + g + h + i = j	
引残り四四六文……………a + c + j = k	
前書金二分 + 四三七文 米代……………b	
合此錢四貫三三五文也……………k + b = l	
下田四畝八歩 割合分……………m	
下田九畝六歩 取添分……………m	
合一反三畝一四歩江割合……………m	
(中略)	
御用金割合共ニ入也	
前書田方割合左ニ印	
一畝ニ付 三三二文づゝ	

B ₁	
一〇歩ニ付一〇七文づゝ	……………l + m
一歩ニ付 一〇・三文づゝ	……………l + m
畑方分	
一畝ニ付 一二四文づゝ	御年貢諸懸り共ニ
(中略)	
〇割合取立分	
下田二二歩地面なし	古田分……………107 × 2 + 10.3 × 2
二三五文	……………o
下田二畝二七歩取添分	屋敷付……………321 × 3 10.3 × 3
九三二文	……………p
見取一五歩 十太郎分	大塚山分……………e
三〇文	
下田畑成五畝歩	……………h
五〇〇文	
ノ一貫七〇一文	甚右衛門分……………h

B	 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ ①
B ₄	但し御用金割合共也 下田二畝四歩 六八四文 古田并屋敷取添分..... 321 × 2 + 10.3 × 4 683.2 ④	④
B ₃	大晦日皆済申候 但し御用金割合共也 ①の一部分..... ①	①
B ₂	但し御用金割合共也 忠蔵分..... ③	③
	(中略)	
	要吉分..... ④ + ⑤ ②	②
	但し御用金割合共也	
	四六文 去巳年不足分	
	未十二月取	
	但し御用金割合共也	
	四一三文	
	(中略)	
	佐吉分..... ④	④

B ₅	皆済申候 直蔵分..... ⑤	⑤
B ₆	但し御用金割合共也 友吉分..... ⑥	⑥
B ₇	但し御用金割合共也 富蔵分..... ⑦	⑦
B ₈	但し御用金割合共也 八十吉分..... ⑧	⑧
	(中略)	
	畑方御用金なし	
	是迄立替置候而、銭六八ニ切ル	
	惣〳五貫六一五文..... ① ~ ⑧の合計	① ~ ⑧
	内四六文去ル巳年かし引 佐吉分	
B _引	△印前書皆済分五貫五六五文..... ⑤を換算	⑤
	引〳二文残り有之候也..... ⑤ ④	⑤ ④
	(以下略)	

史料はまだ続くが、ここまですを整理すると次のようにな

る。

A は、田方（古田）四畝八歩、「世話分」||「取添分」九畝六歩」と畑方（下畑五畝歩、見取畑二畝二〇歩、下田畑成五畝歩）の年貢諸掛りについでの勘定である。A₁から、この年貢諸掛りは十二月二日までに、甚右衛門が本村名主へ「立替」えて「皆済」してしまっていることがわかる。

A₂は、その「立替皆済」した年貢諸掛りの「割合」を計算している部分である。計算の過程はやや複雑であるが、要するに、年貢諸掛りの合計から、あらかじめ決まっている畑方五筆（◎）①）分を引き、残りを田方一反三畝一四歩（すべて下田）に均等に割っているのである。

A₂の計算結果にもとづいて、「割合取立分」を算出したのがBである。Bには甚右衛門を含む八名の名前があげられている。本稿では甚右衛門分（B₁）と要吉分（B₂）との計算を示したが、他も同様である（B₃、B₄）。なお、は、「畑方御用金なし」の八十吉以外、すべて年貢合計より四文ずつ多くなっている。これは「御用金割合」分であろう。

各々の「割合」は、翌年の「未十二月」までかかった佐吉ひとりを除いて、全員年内に「皆済」している。もちろん、甚右衛門は自分で「立替」えたのだから、計算上あげ

られているが「皆済」とは書かれていない。

そして、八名全員の「割合」の合計が五貫五六五文（佐吉分貸しを除く。ただし計算と合わない）で、「立替皆済」した分の五貫五六三文に比べて二文多かったというのである（B'）。

さて、Bに登場する八名だが、これらを文政四年（一八二一）の個人別帳と対照すると、全員が元組の人間であることがわかる。³⁶⁾したがって、A₁で甚右衛門が「立替皆済」した年貢諸掛りは、元組分の年貢諸掛りだったのである。

次に、Bにあげられた八名の所持地について検討する。それらの土地は整理して表5にかかげた。

まず「古田」について。

甚右衛門分「古田」二二歩には「地面なし」とある。「田畑持来帳」では、この「地面なし」の二二歩について、「古田二而御水帳面之通り」と注記して、地押しの際の検地帳とのくいちがい分であると説明している。このことから、「古田」||「纏請地であることがわかる。

また同帳では、「古田持来り分」として下田四畝八歩、下畑五畝歩、見取畑一畝二〇歩をあげている。これらの田畑は表5の「古田」、下畑、見取畑に一致するが、いずれ

表5 元組分縄請地・「取添分」

	田		畑		
	古 田	取 添 分	下 畑	見 取 畑	下田畑成
基右衛門	畝歩 0.22	畝歩 2.27	畝歩	畝歩 0.15	畝歩 5.00
要 吉	1.00	1.04	0.16		
忠 蔵	1.12			0.20	
佐 吉	1.04				
直 蔵		2.06	0.16		
友 蔵		0.25	2.01		
富 蔵		2.04	0.20		
八 十 吉			1.07	0.15	
計	4.08	9.06	5.00	1.20	5.00

(出典) No. 317、一部No. 318によって補ってある。

も縄請地なのである。

次に、「世話分」||「取添分」について。

「田畑持来帳」では、「永々御世話分」として下田九畝六歩「取添分」のほか、下田畑成五畝歩「取添分」もあげら

れている。そして、その二筆について次のような説明を付けている。

隣村久米田村の名主が、和名村内に所持していた越石三十石あまりを、寛政年中に和名村村役人の「世話」で売却した際、先の二筆を「御世話分」として本村村役人へよこした。和名村内では、組頭(本村村役人の)弥右衛門を「地主」としてその二筆を下和名に質地として渡し、以来「御世話分」という「名目」で「古田同様二上納」してきた、というのである。

つまり、やや特殊なケースであるが、「世話分」||「取添分」は、縄請地と同様とみなされていた土地である。

以上で、表5にあげた田畑がすべて縄請地もしくはそれと同様の土地であることが明らかとなった。そしてこのことよって、この「年貢并入作取立帳」のA・B部分がまさに元組の「縄請地」(「世話分」を含む)の年貢収納過程を示していることも、また明らかとなったのである。

(2) 次いで、Bに続く「百姓持分」(C)と「小作分」(D)の部分について簡単に検討しておこう。

表6は、Cに記載された「百姓持分」の田畑をその年貢とともに元「地主」ごとに整理したものである。右側に、

表6 「百姓持分」の田畑

「百姓持分」(文政5年)				碓右衛門取得質地(文政5年)			
元地主		年貢支払額		元地主		質地()内は地字	
伊三郎	田方分	金3分	948文	伊三郎	中田1.5.24	下田3.02	(反、畝、歩)
	畑(ダイ)		350文		下畑(ダイ)4.00		
政右衛門	中田1反分	金1分2朱	626文	政右衛門	中田1.0.00		
	大塚見取		65文		見取畑(大塚坂下)2.12		
彦兵衛	田方	金2両1分	238文	彦兵衛	中田7.21	下田1.1.16	
	畑方		1,526文		中畑1.6.01	下々畑1.1.16	
彦右衛門		金2朱	532文	彦右衛門	中畑1.26	下畑4.07	下々畑7.28
伴七			1,132文	幸次郎*1	中畑6.00	下々畑5.20	
善次郎			972文				
藤蔵			1,550文	藤蔵	下々畑1.6.17		
山ノ万次郎*2			600文	万次郎	下々畑1.25		
				庄左衛門	下々畑山6.06		
代次郎	さゝ山5畝歩大こん地分共		1,000文	代次郎	中畑(ササ山北道添)3.15	下々畑(明神前大根地)6.12	
龜太郎			500文	友右衛門*3	下々畑 打立1.0.00		
新蔵	前和名九田分	金2朱		新蔵	下田(前和名嶋合)2.29		
関五郎			150文	関五郎	下々畑0.08	見取畑2.00	
小右衛門		金2朱	64文	小右衛門	下畑8.20		
藤七*4	沼下堀向小作分		172文				
藤五郎	大沼尻		48文	藤五郎	下々畑(大沼尻)0.15		
				幸蔵	下畑7.22		
				治兵衛	中畑(角兵衛屋敷分)2.15		
				碓右衛門	下畑1.00余〔本年貢出さず〕		
〔十太郎*5			30文〕	下和名十太郎	見取畑0.15		
久米田村	かじ		400文	久米田村	かじ	山 打立1.8.00〔仕切400文〕	
"	藤右衛門		500文	"	藤右衛門	山2.4.24〔仕切500文〕	
"	孫七		100文	"	又右衛門*6	山2.00余〔仕切100文〕	
流川村	忠七		500文	流川村	忠七	下畑1.5.00〔仕切500文〕	
				久米田村	太右衛門	山畑成5.00〔置主支配〕	
				下細谷村	善右衛門	中畑4.15〔置主支配〕	

(16)

*1 幸治郎は伴七と同一人物 (No. 305) *2 文政6年の勘定帳では「地方山庄右衛門」となっている。(No. 318)
 *3 龜太郎500文には「是ハ徳二郎分」と注記あり。友右衛門の質地は、友右衛門死潰れのため文政2年に徳次郎を元「地主」として書替えられている。(No. 190) *4 これは碓右衛門が小作している分である。 *5 十太郎の年貢30文は、Aに出てくる。 *6 孫七は又右衛門本家。
 出典) 左: No. 317 文政5年(1822)「地方御年貢并入作取立帳」 右: No. 190「田畑持来帳」

表7 甚右衛門家小作人（文政5年）

小作人	田		畑	
忠 蔵	中田	畝歩 5.00	畑〔坪田〕	
金右衛門	下田	3.00		
直 蔵	中田	5.03		
銀 蔵	中田	0.26		
要 吉			畑	2.5.00
万 吉			畑	1.3.00
乙 八			畑	8.00 余
甚 助	下田畑成	2 筆	畑	1 枚
覚 兵衛			畑	1 筆

出典) No. 317

「田畑持来帳」によって、同じ文政五年に甚右衛門家の所持していた質地を、やはり元「地主」ごとに整理して対照させておいた。残念ながら若干の不一致を残すが、大部分は対応している。つまり、Cの「百姓持分」とは、元百姓所持地であった甚右衛門の質取地のことである。

表7は、D「小作分」の記載を整理したものである。小作人は、下和名の組下（ただし元組には限定されない）、

ならびに非人小屋主の覚兵衛である。覚兵衛の小作地は小屋分の土地である。

これらの小作地は有畝で記されているため、「田畑持来帳」の質取地とそのままでは照合しがたい。しかし地字等から一部照応するものもあり、また「世話分」を除けば甚右衛門所持地がすべて質取地であることが「持来帳」からわかっているので、これら小作地はすべて質取地であると考えてよい。もちろん、これら小作地には甚右衛門が取得する中間剰余が成立している。⁽³⁸⁾

以上、C、Dについて検討した結果、C部分は甚右衛門の所持する質取地の年貢上納の記録、D部分は質取地の一部を小作させている部分の小作料の取立勘定帳であることが明らかになった。

このことは、「年貢并入作取立帳」が全体として甚右衛門家の経営に関わる史料であることを示している。それは、Cの末尾で「古田取添・越石惣ノ改方、午年分改納所方」として「惣ノ」がおこなわれていることから明らかである。この「惣ノ」三両三分と一二貫六二五文は、B₁の甚右衛門分一貫七〇一文(Ⅱ)とCの合計(三両三分と一〇貫九〇〇文)に相当している(若干くいちがうが)。つまり、

この「惣ノ」では、甚右衛門の全所持地（「古田取添」|| 縄請地と「世話分」、「越石」|| 質取地）について同家が納めた年貢の総額が計算されているのである。

(3) さて、「年貢并人作取立帳」が甚右衛門家の私的な経営史料だとすると、問題は、そこになぜ元組の「縄請地」（「世話分」を含む）の年貢の割付け・取立てが登場するのかという点である。

その直接の原因は、元組「縄請地」の年貢諸掛りを甚右衛門がまず「立替」えて、名主との間で「皆済」してしまふからにはかならない。甚右衛門は、そのあとで、「立替」分を各元組組下に割付け、それぞれ取立てたのである。

元組「縄請地」の「立替皆済」、割付け・取立てが「百姓持分」と並んで記載されていくのは次のような事情によるものである。「百姓持分」の年貢の納め方には二通りあって、一つは甚右衛門から元「地主」方へ納め、元「地主」から名主方へ上納されるもの、もう一つは元「地主」の名儀で甚右衛門が直接名主方へ上納するものである。前者の方法はこの地域一般の質地慣行と思われるが、甚右衛門はできるだけ後者|| 名主直納を望んだようである。⁽⁴⁰⁾

いずれにせよ、質取地の一部の年貢を甚右衛門が名主へ

直納したことは、甚右衛門自身に、元組「縄請地」の年貢上納を質取地年貢の名主直納と同じに感じさせたものと思われる。事実、文政八年（一八二五）の「年貢上納覚」⁽⁴¹⁾では、直納分の「伊三郎・政右衛門・代次郎分」と並んで、「世話分・下分」「下分畑」（「世話分」を含む下和名元組縄請分）の年貢納入も記されており、「三口ノ」がおこなわれているのである。

それでは、なぜ元組「縄請地」の年貢を甚右衛門が「立替皆済」するのか。この点を直接説明する史料はないが、すでに二章で元禄七年（一六九四）の「皆済」を示して説明したように、下和名の年貢が組合ごとを集められ、上納されたためと思われる。甚右衛門家は売薬業を営み、寛政年間以降大きな利潤をあげていく。⁽⁴²⁾ 組合ごとの年貢上納に、このような甚右衛門家の経済力が結びつくなかで、「立替皆済」というやり方が定着してきたのであろう。

(4) 寛政二年（一七九〇）年以降、本村の名主の発行した「皆済」は、表8のとおりである。これらは、どの部分についての皆済なのであろうか。

天保三年（一八三二）「年貢取立覚」⁽⁴²⁾には次のように記されている。

表8 元組分皆済（寛政2年以降、名主発行分のみ）

年号	米（単位：石）				永（単位：文）		史料
	世話分	持来分	又右衛門分	庄右衛門分	持来分	下田畑成	
文政10 (1827)				0.3444			325
	0.3764 (0.3294)	0.1764 (0.1044)	0.0246 (0.022)				326 ^{*1}
	0.4558 ^{*2}						327
					51.5	67.92	328
文政11 (1828)	0.3764	0.1764	0.0246	0.3444			331
					51.5	67.92	332
文政12	0.3764	0.1764	0.0246		51.5	67.92	333
天保2	0.8297				51.5	67.92	335
天保3	0.3764	0.1764	0.0246		51.5	67.92	343
天保4	0.3764	0.1764	0.0246		51.5	67.92	346
嘉永7	0.5757				109.6		354

*1 これは「皆済」ではない。次のNo.327が「皆済」である。

*2 上段の納米（ ）内の合計に一致。

出典）『鈴木家文書』第2巻所収、各年の年貢皆済状より作成。

（前略）

古田分

一下田四畝八歩

割合分

米壹斗七升六合四勺

同断

一下田十八歩

伊勢五郎分

米貳升四合六勺

一下田九畝六歩

セハ分割合也

米三斗七升六合四勺

外二二升五合六勺

地縣ケ米分

米六斗三五

御名主殿分

（後略）

つまり、表中〇・三七六四石は「世話分」下田九畝六歩の年貢、〇・一七六四石は「古田」〓繩請地下田四畝八歩の年貢を表すのである。⁽⁴⁴⁾

また、〇・〇二四六石「又右衛門分」に該当する下田一八歩については、「田畑持来帳」に「佐吉分 是ハ先前ハ東組之取立方ニ候得共、同文政九戌年十二月ハ改引立上納ス」との説明がある。もともとは東組分の繩請地であった（又右衛門は東組「組頭」が、文政九年（一八二六）から

佐吉（元組）の所持地となったため、甚右衛門が年貢を取立てて東組分として名主へ納めていたのである。

「庄右衛門分」については、文政六年（一八二三）の「年貢并人作取立帳」に次のように書かれている。

新取田 （地字） 大西一ツ上り

当年初メテ質地ニ受取、初納所也

地主庄右衛門殿分

（中略）

ノ金壹分式朱ト五百三十七文

これによれば、「庄右衛門分」は他の百姓からの質取地と同じであり、これだけが「繩請地」分の「皆済」に表われる理由は判然としない。そのためか「庄右衛門分」が「皆済」に表われるのは二年だけである。

畑方は、片方が「下田畑成永」とされており、「世話分」の下田畑成五畝歩に該当する。したがって、残ったもう一方は、繩請地の下畑五畝歩、見取畑一畝二〇歩の年貢を示すものと思われる。

以上の検討の結果、「庄右衛門分」をのぞいて、これらの「皆済」は元組の「繩請地」（「世話分」を含む）の年貢の「皆済」であることが確認された。すでに、元組の「繩

請地」分の年貢は、甚右衛門が一括して「立替皆済」することを明らかにしておいたが、これら「皆済」はまさにそれに対応しており、事実、「皆済」の宛所も組頭甚右衛門ただ一人になっているのである。

おわりに

以上、下和名の年貢関連史料を概観しながら、年貢収納過程の一端を明らかにしてきた。安永四年―寛政二年の間を画期として、下和名の年貢収納は、「割付」「皆済」ともに下和名分繩請地を一括して組頭三人にあてて発行していた状態から、完全に組合ごとの年貢収納へ変化したことが明らかにになった。そして同時に、安永四年以前でも寛政二年以降でも組合が年貢収納の有効な単位として機能していたことも指摘したところである。

そしてまた、組合ごとの年貢収納というやり方の展開するなかで、甚右衛門家は元組分「繩請地」（「世話分」を含む）の年貢の「立替皆済」をおこない、元組の年貢割付け、取立て等を自己の経営に包摂していくのである。

最後に、安永四年―寛政二年の画期について、若干述べしておく。一八世紀後半というのは下和名においては、いく

つかの興味深い事態の進展する時期なのである。
 一つは、寛政期が、下和名の質地取得の進展する画期に
 なっていることである。⁽⁴⁷⁾

もう一つは、明和五年（一七六八）の宗門帳認方一件を契機とした本村支配の強化の動きである。⁽⁴⁸⁾ それについて述べる余裕はないが、この事件をきっかけに、本来賤民身分内で自律的に決定できた非人小屋主や「組頭」についてはいちいち本村村役人へ届が出されるようになることは注目してよい。組合、「組頭」を媒介とした本村支配の一定程度の強化の結果、下和名の年貢収納が完全に組合ごとにおこなわれるようになったのではなからうか。

こうした点の検討は今後の課題としたい。

(注)

- (1) 埼玉県同和教育研究協議会編集・発行、全五巻、一九七
 七～七九九年。同文書では、第一巻から第五巻まで通し番号
 が付けられているので、以下、同文書からの引用はたとえ
 ばNo.三四五のように示す。ただし、引用者が適宜誤点を補
 い、誤りは原文書によって訂正してある。
 (2) 旦那場については、拙稿「近世賤民集団の『場』の構造
 ——弾左衛門支配地域における場境について——」（『歴史
 評論』四二二号、一九八五年）参照。

- (3) No.一七六 安永七年「横見郡村々高帳」による。
 (4) No.一七八、一七九。これらは寛政八年（一七九六）の写
 である。
 (5) No.一八四 万延元年「除地并居屋敷所持田畑巨細取調
 帳」には、あわせて九反四畝歩ほどの除地居屋敷地があげ
 られている。
 (6) No.一一五八、一一六四、一一七五、一一八三から筆者自
 身の計算による。
 (7) 後出表6を見よ。文政五年（一八二二）当時碓右衛門の
 取得した質地で、「地主」がそのまま耕作しているもの（置
 主支配）は二筆しかない。
 (8) 『武蔵国郡村誌』による。
 (9) 『鈴木家文書』所収の個人別帳および組下年証文による。
 非人小屋は含まない。
 (10) No.八〇八 明和五年「宗門人別帳下書」。同史料では、
 当時の「組頭」の名前でもって「碓右衛門組」、「彦四郎
 組」、「瀬兵衛組」となっているが、同じである。
 (11) 組下年証文の宛所の変化を示せば次頁別表1のようにな
 る。
 (12) 弾左衛門支配下の小頭は、毎年一月もしくは二月に弾左
 衛門役所まで出頭し、年証文を差出すとともに個人別帳や、
 絆綱銭などの貢租を提出した。下和名の場合、弾左衛門役所
 へ出府する順番にあたった「組頭」を「当番組頭」と呼ん
 でいる。
 (13) (11)参照。
 (14) No.六〇七（安永九年）、No.八四三（寛政七年）、No.六九（文

別表1 組下年証文の宛所の変化

年 号	宛 所	備 考
元文 3年(1738)	組頭 甚右衛門 与五右衛門 瀬兵衛	
寛保 4年(1744)	組頭 甚右衛門 与五右衛門 瀬兵衛	
延享 2年(1745)	組頭 甚右衛門 与五右衛門 瀬兵衛	
〃 4年(1747)	組頭 甚右衛門 与五右衛門 瀬兵衛	4月 与五右衛門死亡
〃 5年(1748)	甚右衛門 瀬兵衛	
寛延 3年(1750)	組頭 甚右衛門 瀬兵衛	
宝暦 2年(1752)	甚右衛門 瀬兵衛	
〃 4年(1754)	甚右衛門 瀬兵衛	
〃 6年(1756)	甚右衛門 瀬兵衛	
〃 10年(1760)	組頭 甚右衛門 瀬兵衛	宝暦13年4月 瀬兵衛死亡
明和 2年(1765)	小頭 甚右衛門	明和5年 瀬兵衛伴、跡役を相続
安永 3年(1774)	甚右衛門 瀬兵衛	
天明 2年(1782)	甚右衛門 彦四郎 瀬兵衛	天明6年10月 瀬兵衛死亡
寛政 1年(1789)	甚右衛門	
天保 3年(1832)	御役元 甚右衛門	
嘉永 3年(1850)	御役元 甚右衛門	
安政 2年(1855)	小頭 甚右衛門	
文久 4年(1864)	小頭 甚右衛門	
慶応 2年(1866)	小頭 甚右衛門	
明治 2年(1869)	小頭 甚右衛門	
〃 4年(1871)	小頭 甚右衛門	

出典) 『鈴木家文書』第1巻所収の組下証文のうち定例のもの、および第3巻所収の五人組、組改の中で定例の年証文と判断されるものより作成。

政八年)など。

(15) No五四三、五四四による。

(16) この間の経緯を詳しく説明すれば、甚右衛門はいったん「相判(瀬兵衛)・組下共」へ「其組を新組頭相立」てるよう相談している。しかし「組下共」は「当番(甚右衛門)・相判組頭立(見立可被成)」と返答。結局、将来「惣組中」で「一同ニ談合」すれば「其者相立可申」という約束で、当面「預り」になったのである。

なお、本史料の「組下共」は中組組下のことではない。同史料に名前を連ねる組下は、当時の組下場主全員である(No五四三では彦四郎がぬけている)。当時はその他に非場主の組下(「水呑」)がいたが、それらは含まれていない。これは、場主と「水呑」の賤民集団内部における権利の差を示すものとして興味深い事実である。拙稿「弾左衛門支配下における『場主』の性格」(『一橋研究』九一三、一九八四年)参照。

(17) この点の実証は、塚田孝「近世における賤民身分の別人帳に関するノート——弾左衛門支配下の場合——」(『日本近世史論叢』下巻、吉川弘文館、一九八四年)九一〇頁を見よ。

(18) ただし、彦四郎のこのような地位がすんなり決まったわけではない。宝暦九年(一七五九)から一〇年にかけて、彦四郎は「我等役目之儀」を弾左衛門役所へ願出しようとしている(No五四五、五四六)。

(19) No五五四、五五五による。

(20) 明和五年(一七六八)に、すでに下和名の側は、本村

支配に対置して「身分職場之儀」は弾左衛門支配だと主張している(No五四九)。

(21) 「地役」の名称は、「地方表相役」の略であろう。

(22) 塚田孝氏は、「鈴木家文書」所収の別人帳を分析して、弾左衛門役所へ提出される別人帳では小頭―組下場主―組下水呑という「賤民組織内の序列が優先され、貫徹している」のたいし、本村へ提出される宗門人別帳では組合ごとに整理されていることを指摘されている。塚田、前掲論文、二二―三二頁参照。

(23) 文政九年(一八二六)、元組と中組に新たに「五人組頭」(別史料では「惣代」)がおかれ、小頭―小組地役―五人組頭という擬似「村方三役」体制がつくられる(No七二六)。これは、甚右衛門による下和名の二元的支配が強まったことを示すが、同時に質地の取得を通じて下和名が「村」として発展しようとしていたことも示しているといえよう。

(24) No七二八。

(25) 明和五年(一七六八)九月、番賃不足に抗議して請取りを甚右衛門が拒否したのたいし、本村村役人は瀬兵衛と彦四郎を呼寄せ、強引に番賃を請取らせた一件がある。彦四郎は「組頭」であり、番人役に関する問題には関わる権限がないはずなのだが、本村側はそうした事情はまったく無視している(No六〇二)。

(26) No五四七。「瀬兵衛事源左衛門 病死訴」とある。

(27) No五二五による。

(28) No五五二による。

(29) 田方年貢録一貫三二九文を一反一敵二七歩で割ると、一

- 畝当り一〇三・三文(史料では一〇二・四文)。畑方は、畑一畝当り二八・四文×一反四畝二歩 \parallel 四一八・四文、以下同様にして合計すると五三八文になる(史料では五八〇文)。
- (30) 穢多身分のものをさして「惣百姓」と呼んでいる点に注目せよ。穢多であっても縄請地所持者として現われる限り、「百姓」と呼ばれたのである。なお、畿内を中心に「かわた百姓」の例は知られているが、関東での事例としては珍しい。
- (31) 原文書では、この一行は「覚」と次行の間に後から書き加えられたようにみえる。文書全体の解釈は筆者の解釈で正しいと考えるが、何かの事情で久作のみ三組合とは別に年貢を上納したのではないかと思われる。
- (32) 本文に掲げた \square はちよūd題名も「皆済目録之事」になっているが、他の「皆済」の題名はどれもたんに「覚」となっている。
- (33) 本村支配の問題は近年注目されている論点のひとつである。塚田氏は、賤民集団自身の位置付け方に即して、本村支配を「高支配」ととらえるべきだと主張されている。塚田氏の意図に何ら異存はないが、本村支配が「高」の支配だけにとどまりえないこともまた事実である。近世中期以降では、穢多への身分序列の強制が本村支配を楯子としておこなわれた点にも注目すべきであると思う。拙稿注(2)論文の注 \square 参照。
- (34) No.三一七。
- (35) No.一九〇。本史料は大きくいって、(A)縄請地と和名村からの質取地、(B)「越石」分(他村からの質取地)、(C)天保以降の質取地、(D)地券金額の控、の四つの部分からなっており、(A)、(B)の部分がひとまず文政五年に完成したものである。その後さまざまな書き加え(A)(B)への追記を含めた)がおこなわれており、記載された田畑や山林の地積をたんに合計しても意味をなさない。その点で鈴木則子「武州かわた村小頭家の売業業の社会的性格」(『部落問題研究』七五、一九八三年)の図表Ⅱ(五六頁)の最下段の計は誤りである。
- (36) 文政四年(一八二二)の下和名の組下・手下は別表2のとおりに。組合の区別は、人別帳をたどって明らかにした。
- (37) 忠藏小作地の中田五畝歩は政右衛門の質入地中田一反歩の半分である。また金石衛門小作地の下田三畝歩(地字「大西道添」と直藏小作地の中田五畝五歩(大西三ぼん目)は、元地主伊三郎の中田・下田(大西脇)の一部である。また、要吉小作地畑方一反八畝歩(流川六枚)は、流川村忠七の質地であろう。
- (38) たとえば、元地主政右衛門の中田一反歩についてみると、その半分の忠藏小作地からの小作料が金一分二朱と七四〇文であるのに対し、政右衛門へ納める年貢諸掛りは一反歩全体で金一分二朱と六二六文であった。また、「流川六枚」は、小作料二貫三〇〇文にたいし年貢五〇〇文である。
- (39) 名主へ直納するのは、伊三郎分、政右衛門分、彦右衛門分である。
- (40) 「田畑持来帳」では、名主直納になった経緯を「取極」
「惣方納得之上」「地主御嘶合」「一同納得之上」などと記し

別表2 下和名の組下・手下(文政4年)

組合	肩書	名前
元組	小頭	甚右衛門 (B ₁)
中組	組下・小組地役	源太郎
元組	組下	直藏 (B ₅) ㊦
	"	友吉 (B ₆) 弟富藏 (B ₇)
	"	弥曾吉 (B ₈)
	"	甚助 ㊦
	"	要吉 (B ₂) ㊦
	"	万之助
	"	忠藏 (B ₃) ㊦
	"	佐吉 (B ₄)
中組	"	林藏
	"	文藏
	"	新右衛門
	"	銀藏 ㊦
東組	"	伝右衛門
	"	乙八 ㊦
	"	与市
	"	松右衛門
	"	半藏
	"	久五郎
	組下・小組地役	金右衛門
	組下	清右衛門
"	重太郎	
"	源次郎	
抱非人	小屋頭	角兵衛 ㊦
	江綱村下小屋	久藏
	前河内村下小屋	友七

注) B₁~B₈は本文参照。㊦は同年甚右衛門家小作人(表7参照)。

出典) No.827。組合の別は他の人別帳の系譜をたどった。分家は本家と同じ組合とした。

(41) No.三三二。
 (42) その点については、鈴木、前掲論文、参照。
 (43) No.三四〇。
 (44) 「皆済」では、〇・一七六四石(縄請地分)に「世話分」と書いてあるものが多い。理由はわからないが誤りである。

ており、元「地主」との話合いによって名主直納へ変更したことがわかる。名主直納分の多くには「高除キ」との注記がある。甚右衛門はそれをまた「高拔縁切」とも書いている。このことは、名主直納にすることは、質取主からみると、質取地を元「地主」の高から除き、質地と元「地主」との「縁」を切るものだったことを物語っている。それだけ質取地への権利を深めることにもなったと思われる。

(45) No.一九〇。
 (46) No.三一八。
 (47) 万延元年(一八六〇)時点で下和名が本村百姓から取得し所持していた質地証文九十通のうち、寛政元年(一七八五)以前のもはわずか八通なのにはたいし、寛政二年からの十年間だけで十九通にもなる。
 (48) この事件の経緯と影響については、塚田、前掲論文、参照。
 (補1) 森杉夫「近世未解放部落の貢租」(『日本歴史』二五九、一九六九年)など。
 (筆者の住所：〒186 国立市北2-15-28 荒津方)